

Z—69—K

## 固定資産税 試験問題

### 〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまで、試験問題の内容は絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。  
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。  
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
9. 問題文に指示しているものを除き、平成31年4月5日現在の施行法令等によって出題されています。
10. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
11. この問題のページ数は、「K 1～K 6」です。
12. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。

〔第一問〕 — 50 点—

問 1 基準年度における、土地及び家屋の固定資産税の賦課及び徴収に関し、賦課期日から納期限までに地方税法に基づき市町村（市町村長を含む。）が行わなければならない事項について説明しなさい。

問 2 固定資産税の課税と不動産登記との関係（市町村長と登記所との関係を含む。）について説明しなさい。

〔第二問〕 — 50 点—

問1 a、b、c、f、p及びqの者に対して課する令和2年度分の固定資産税額を計算過程を明らかにした上で算出なさい。

なお、税率は標準税率とし、免税点は地方税法第351条本文の免税点によるものとする。

【資料Ⅰ】 土地（地積1,600m<sup>2</sup>）

(1) 当該土地は平成30年度の賦課期日までの地目は雑種地であったが、平成30年5月に宅地に造成された。その後、同年11月に【資料Ⅱ】の区分所有家屋が建築され、同年末までに分譲されたものであり、同年末までに入居は完了し、所要の登記も行われている。

その後、令和元年10月に発生した地震で当該家屋が全壊したことにより（【資料Ⅱ】(3)）、当該土地は令和2年度の賦課期日において更地となっており、家屋又は構築物の敷地の用に供されておらず、かつ、住宅用地として使用することができないと市長により認められている。

なお、dが所有していた当該土地の共有持分については、令和元年6月にdの友人であるpがその全部を取得し（【資料Ⅱ】(5)）、また、eが所有していた当該土地の共有持分については、令和元年11月にeの弟の子であるqがその全部を取得しており、それぞれ取得のあった月のうちに所要の登記も行われ、令和2年度の賦課期日における所有者となっている。その他の所有者a、b、c、fが所有していた当該土地の共有持分については、令和2年度の賦課期日においても引き続き各所有者が所有している。

(2) 当該土地は、区分所有家屋の区分所有者全員によって共有されており、持分の割合は区分所有家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る持分割合と一致している。

(3) 土地課税台帳に登録された当該土地の価格等の状況は次のとおりである。

- ① 令和元年度分の価格 160,000,000円
- ② 令和元年度課税標準額
  - 小規模住宅用地 20,000,000円
  - 非住宅用地 20,000,000円
- ③ 令和2年度分の価格 120,000,000円

【資料Ⅱ】 家屋

- (1) 主要構造部を耐火構造とした5階建ての区分所有家屋であり、平成30年11月に新築された。
- (2) 専有部分の合計床面積は、1,300 m<sup>2</sup>であり、共用部分の床面積は、共用部分Xが100 m<sup>2</sup>、共用部分Yが300 m<sup>2</sup>である。なお、共用部分Xは一部共用部分で専有部分B及びCの共用に供されており、共用部分Yは各区分所有者全員の共用に属している。
- (3) 当該家屋は令和元年10月の地震により全壊している。
- (4) 専有部分A、B、C、D、E及びFに係る令和元年度の賦課期日までの使用状況は次のとおりである(下図)。
  - ① aは1階部分の専有部分Aを専有し、これを店舗用(400 m<sup>2</sup>)として使用している。
  - ② bは2階部分の専有部分Bを専有し、これを店舗用(160 m<sup>2</sup>)と居住用(40 m<sup>2</sup>)として併用している。
  - ③ cは3階部分の専有部分Cを専有し、独立的に区画されたC1(50 m<sup>2</sup>)及びC2(150 m<sup>2</sup>)をいずれも居住用として使用している。
  - ④ dは4階部分の専有部分Dを専有し、これを居住用(130 m<sup>2</sup>)として使用している。
  - ⑤ eは4階部分の専有部分Eを専有し、これを居住用(170 m<sup>2</sup>)として使用している。
  - ⑥ fは5階部分の専有部分Fを専有し、これを居住用(200 m<sup>2</sup>)として使用している。
- (5) 令和元年6月にdの友人であるpが、dが所有していた専有部分D及び当該土地に係る共有持分の全部を取得し、同月中に入居は完了し、所要の登記も行われている。

		F 居住用 200 m <sup>2</sup>		共用部分Y 300 m <sup>2</sup>
D 居住用 130 m <sup>2</sup>		E 居住用 170 m <sup>2</sup>		
共用部分X 100 m <sup>2</sup>	C 居住用 (C1)50 m <sup>2</sup>	居住用 (C2)150 m <sup>2</sup>		
	B 店舗用 160 m <sup>2</sup>		居住用 40 m <sup>2</sup>	
A 店舗用 400 m <sup>2</sup>				

問2 次の【資料】に基づき、X株式会社が所有する償却資産に対して課する令和2年度分の固定資産税について、A市、B市、C市、D市及びE市のそれぞれに納付すべき固定資産税額を計算過程を明らかにした上で算出しなさい。

なお、税率は標準税率とし、免税点は地方税法第351条本文の免税点によるものとする。  
また、設問中の市は全て日本国内に所在するものとする。

【資料】

(1) X株式会社は、航空機甲及び航空機乙を所有しており、それ以外の償却資産は所有していない。なお、これらの航空機はいずれも日本国籍であり、地方税法第389条第1項第1号に規定するその価格等を総務大臣が決定し、関係市町村に配分する航空機として指定を受けている。

(2) 航空機甲の状況

- ① 取得年月日 令和元年5月1日
- ② 取得価額 180,000,000円
- ③ 耐用年数 10年(法定耐用年数10年に基づく減価率：0.206)
- ④ 最大離陸重量 200トン
- ⑤ 航空機甲は、地方税法第349条の3第8項に規定する国際路線に就航する航空機で航空法第100条の許可を受けた者が運航するもののうち総務省令で定めるものに該当する。
- ⑥ 平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間中の就航時間：600時間(うち国際路線に就航した時間：580時間)
- ⑦ 平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間中の寄航実績
  - a 空港：36回
  - b 空港：24回
  - c 空港：20回

(3) 航空機乙の状況

- ① 取得年月日 平成29年6月1日
- ② 取得価額 40,000,000円
- ③ 耐用年数 8年(法定耐用年数8年に基づく減価率：0.250)
- ④ 最大離陸重量 25トン
- ⑤ 航空機乙は、地方税法第349条の3第9項に規定する主として離島路線として総務省令で定める路線に就航する航空機で総務省令で定めるもののうち、航空法第100条の許可を受けた者が当該航空機の所有者であり、かつ、当該許可を受けた者が運航するものに該当する。
- ⑥ 平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間中の寄航実績
  - c 空港：24回
  - d 空港：32回
  - e 空港：16回

- (4) a 空港はA市とB市に、b 空港はB市に、c 空港はC市に、d 空港はD市に、e 空港はE市にそれぞれ所在している。なお、a 空港の所在の詳細は次のとおりである。

	A市所在	B市所在
飛行場の面積	800,000 m <sup>2</sup>	400,000 m <sup>2</sup>
飛行場内の滑走路、誘導路及びエプロンの面積	400,000 m <sup>2</sup>	200,000 m <sup>2</sup>

**【課税標準の特例】**

- ・ 国際路線に就航する航空機で航空法第100条の許可を受けた者が運航するもののうち総務省令で定めるもの（以下「国際航空機」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、当該航空機の価格の5分の1の額（国際航空機のうち、国際路線専用機（当該年度の初日の属する年の前年中において国際路線にのみ就航した航空機をいう。）にあってはさらに2分の1を、国際路線専用機に準ずるもの（当該年度の初日の属する年の前年中において国際路線に就航した時間の全就航時間に対する割合が100分の95以上である航空機をいう。）にあってはさらに3分の2を当該額に乗じて得た額）とする。
- ・ 主として離島路線として総務省令で定める路線に就航する航空機で総務省令で定めるもののうち、航空法第100条の許可を受けた者が当該航空機に係る所有者であり、かつ、当該許可を受けた者が運航するものに対して課する固定資産税の課税標準は、当該航空機に対して課する固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税については当該航空機の価格の3分の1の額とし、その後3年度分の固定資産税については当該航空機の価格の3分の2の額とする。ただし、当該航空機のうち、特に地域的な航空運送の用に供する小型の航空機（最大離陸重量が30トン未満の航空機をいう。）に対して課する固定資産税の課税標準は、当該航空機の価格の4分の1の額とする。

(参考)

○地方税法第三百八十九条第一項の規定により道府県知事又は総務大臣が決定する固定資産の価格の配分に関する規則(昭和二十八年十二月二十九日総理府令第九十一号)(一部修正)

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百八十九条第一項の規定による固定資産の価格は、下の表のA欄に掲げる固定資産について、同表のB欄に掲げる市町村に対し、同表のC欄に規定する方法によって配分するものとする。

固定資産(A)	配分を受ける市町村(B)	配分方法(C)
航空機	航空機が就航している定期航空路において寄航する飛行場(当該航空機が水上に離着水する場合にあっては、当該水上の場所を含む。以下同じ。)所在の市町村	<p>1 価格の二分の一を当該航空機が寄航する飛行場に均分し、他の二分の一を当該航空機の寄航回数によって飛行場にあん分する。この場合において一の飛行場が二以上の市町村にわたるときは、当該飛行場に係る価格の三分の二を当該関係市町村の飛行場の面積によって、他の三分の一を当該関係市町村の飛行場の滑走路、誘導路及びエプロンの面積によってあん分する。</p> <p>2 前項の寄航回数は、当該年度の初日の属する年の前年中に用いられた運航表に基いて算定した年間の寄航回数(前年の中途において運航表の内容に変更があった場合においては、当該変更前及び変更後の運航表が前年中に用いられたそれぞれの期間に応じて算定した年間の寄航回数)によるものとする。</p>